

人権委員会設置法案新旧対照条文 目次

一	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第四条関係）	1
二	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第六条関係）	3
三	構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（附則第六条関係）	4
四	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（附則第六条関係）	5
五	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第六条関係）	6
六	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（附則第六条関係）	7
七	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（附則第六条関係）	8
八	東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（附則第六条関係）	9
九	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（附則第六条関係）	10
十	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）（附則第七条関係）	11
十一	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（附則第七条関係）	12
十二	国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（附則第八条関係）	13
十三	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十条関係）	14
十四	法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（附則第十二条関係）	15

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（目的及び適用範囲）

（目的及び適用範囲）

第一条（略）

第一条（同上）

一、十三の二（略）

一、十三の二（同上）

十四 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員

十四 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員

十四の二 人権委員会の委員長及び常勤の委員

（新設）

十六、四十八

十六、四十八

四十九 公安審査委員会の委員長及び委員

四十九 公安審査委員会の委員長及び委員

四十九の二 人権委員会の非常勤の委員

（新設）

五十、七十五（略）

五十、七十五（同上）

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
（略）	（略）
（略）	一、二二二、〇〇〇円
公害等調整委員会委員長 人権委員会委員長	
（略）	
（略）	
公害等調整委員会の常勤の委員 人権委員会の常勤の委員	一、〇五五、〇〇〇円

官職名	俸給月額
（同上）	（同上）
（同上）	一、二二二、〇〇〇円
公害等調整委員会委員長 （新設）	
（同上）	
（同上）	
公害等調整委員会の常勤の委員 （新設）	一、〇五五、〇〇〇円

(略)	(略)
(略)	
(同上)	(同上)
(同上)	

改正案

（主務省令）

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人番号情報保護委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人番号情報保護委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、人権委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人番号情報保護委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

現行

（主務省令）

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人番号情報保護委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人番号情報保護委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人番号情報保護委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

改正案

（主務省令）

第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、人権委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

現行

（主務省令）

第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

四 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（附則第六条
関係）

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、人権委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

五 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第六条関係）

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、人権委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改正案

現行

<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、人権委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>
---	---

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、人権委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、公正取引委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、人権委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、人権委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

十 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（附則第七条関係）

改正案

現行

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条（略）

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条（同上）

2（略）

2（同上）

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害による被害の救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（附則第七条関係）

改正案

現行

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条（略）

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条（同上）

2（略）

2（同上）

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵害による被害の救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

十二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（附則第八条関係）

改正案

（官房及び局の数）
 第二十三条 第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十四以内とする。

別表第一（第三条関係）

省	委員会	庁
(略)	(略)	(略)
法務省	公安審査委員会 人権委員会	公安調査庁
(略)	(略)	(略)

現行

（官房及び局の数）
 第二十三条 第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十五以内とする。

別表第一（第三条関係）

省	委員会	庁
(同上)	(同上)	(同上)
法務省	公安審査委員会 (新設)	公安調査庁
(同上)	(同上)	(同上)

十三 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十条関係）

改正案	現行
<p>（官房及び局の数）</p> <p>第六十六条 第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十四以内とする。</p>	<p>（官房及び局の数）</p> <p>第六十六条 第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十五以内とする。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第二十六条）</p> <p>第二節 公安審査委員会（第二十七条）</p> <p>第三節 人権委員会（第二十八条）</p> <p>第四節 公安調査庁（第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十五の二（略）</p> <p>二十六 人権侵害行為（人権委員会設置法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する人権侵害行為をいう。）による被害の救済及び予防に関すること。</p> <p>二十七 人権啓発及び民間における人権擁護運動の支援に関すること。</p> <p>二十八 人権擁護委員の委嘱、養成及び活動の充実に関すること。</p> <p>二十九 削除</p> <p>三十～四十（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 削除</p> <p>第三節 公安審査委員会（第二十八条）</p> <p>第四節（同上）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一～二十五の二（同上）</p> <p>二十六 人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。</p> <p>二十七 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。</p> <p>二十八 人権擁護委員に関すること。</p> <p>二十九 人権相談に関すること。</p> <p>三十～四十（同上）</p>

(法務局及び地方法務局)

第十八条 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第二十一号から第二十三号まで、第三十号及び第三十一号に掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌し、並びに人権委員会設置法第十五条第六項の政令で定めるところにより法務局及び地方法務局に属させられた事務をつかさどる。

2| 法務局及び地方法務局は、前項に規定する政令で定めるところにより法務局及び地方法務局に属させられた事務については、人権委員会の指揮監督を受けるものとする。

3 5 (略)

6| 法務大臣は、政令で定めるところにより、法務局の長に、地方法務局の事務（第一項に規定する政令で定めるところにより地方法務局に属させられたものを除く。）を指揮監督させることができる。

7| 人権委員会は、政令で定めるところにより、法務局の長に、第一項に規定する政令で定めるところにより地方法務局に属させられた事務を指揮監督させることができる。

第二十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて法務省に置かれる外局は、次のとおりとする。

公安審査委員会
人権委員会

(法務局及び地方法務局)

第十八条 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十一号までに掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。

(新設)

2 5 4 (同上)

5| 法務大臣は、政令で定めるところにより、法務局の長に、地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

(新設)

第二十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて法務省に置かれる外局は、次のとおりとする。

公安審査委員会
(新設)

<p>公安調査庁</p> <p>(削る)</p> <p>第二節 公安審査委員会</p> <p>第二十七条 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>第三節 人権委員会</p> <p>第二十八条 人権委員会については、人権委員会設置法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (施行期日)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p>	<p>公安調査庁</p> <p>(削る)</p> <p>第二節 削除</p> <p>第二十七条 削除</p> <p>第三節 公安審査委員会</p> <p>第二十八条 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p>1 (同上) (施行期日)</p> <p>(人権擁護推進審議会)</p> <p>2 平成十四年三月二十四日までの間、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところにより法務省に置かれる人権擁護推進審議会は、本省に置く。</p> <p>3 (同上)</p>